

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-10)

政策名	共生社会政策				
施策名	高齢社会対策大綱の作成・推進				
達成すべき目標	【施策目標】高齢者の社会的な活動等の拡がり 【中目標】高齢者の学習・自己啓発・訓練(学業以外)への関心の高まり				
施策の概要	【施策の概要】 高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に基づき、高齢者の社会的な活動等への参加を促進するため、内閣府においては、高齢社会の状況を把握する調査や、高齢者の社会的な活動等への参加に関する啓発事業等を実施している。				
	【旧施策の実績・実施状況】 (政策名/施策名) 共生社会実現のための施策の推進/高齢社会対策の総合的推進 (評価対象期間) 平成26年度～令和4年度 ・平成29年6月より「高齢社会対策の基本的な在り方等に関する検討会」を開催し、経済社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年2月に高齢社会対策大綱の見直しを行った。 ・高齢社会に関する状況を把握するため、高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定し、各年度において調査を実施した。 ・年齢にとらわれず自由で生き生きとした生活を送る高齢者(エイジレス・ライフ実践者)や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を広く紹介するため、各年度において、エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表彰を実施した。 ・高齢期においても、誰もが地域において生きがいを持っていきいきとした生活ができる社会を目指し、各年度において、エイジレス・ライフの実践事例や、地域で社会参加活動を積極的に行っている高齢者のグループ等の事例を紹介するとともに、有識者による講演・パネルディスカッション等を行う「高齢社会フォーラム」を開催した。				
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	【令和5年度に実施した具体的取組】 ・「令和5年度高齢社会対策総合調査(高齢者の住宅と生活環境に関する調査)」を実施した。 ・エイジレス・ライフ実践事例として個人60名、社会参加活動事例として42団体を選考し、表彰を実施した。 ・兵庫県姫路市において、「令和5年度高齢社会フォーラム」を開催した。 ・少子高齢化の更なる進行、健康寿命や平均寿命の延伸、高齢者の単身世帯の増加といった、経済社会情勢の変化等を踏まえ、令和6年2月に開催した高齢社会対策会議において、令和6年夏頃を目途に、新たな大綱の案の作成を行うこと等を決定した。 また、これを踏まえ、新たな大綱の案の作成に資するため、令和6年2月から、有識者により構成される「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」を開催しており、今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢や、重点的に取り組むべき施策等について議論を行った。				
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算の状況	当初予算(a)	31	32	32	32
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	31	32	32	-
執行額	19	21	27	-	
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)				

施策目標 (最終アウトカム)	高齢者の社会的な活動等の拡がり								
測定指標1 【主要な測定指標】	社会的な活動等を行っている高齢者の割合(厚生労働省「国民健康・栄養調査」)								
	目標値 (目標年度)	80% (令和6年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	男性:62.4% (平成28年度) 女性:55.0% (平成28年度)	年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-
中目標1	高齢者の学習・自己啓発・訓練(学業以外)への関心の高まり								
測定指標2 【主要な測定指標】	学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率(総務省「社会生活基本調査」)								
	目標値 (目標年度)	令和3年度より上昇 (令和8年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	65~69歳35.3% 70歳以上26.3% (令和3年度)	年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-
参考指標1	①社会的な活動等を行っている高齢者の割合(内閣府「高齢社会対策総合調査」) ②学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率(内閣府「高齢社会対策総合調査」)								
	①参考値 (参考年度)	-	①年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	-
参考指標2	掲載したホームページのページビュー数(内閣府「高齢社会対策総合調査」) ※HP掲載日から当該年度末までのページビュー数を集計								
	参考値 (参考年度)	19,118回 (過去5か年度における単年度平均)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	-

参考指標3	掲載したホームページのページビュー数(エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例表章) ※HP掲載日から当該年度末までのページビュー数を集計							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値 (参考年度)	6,836回 (過去5か年度における 単年度平均)	年度ごとの実績値	10,530回 ※R5の表章事例のみカウント					
参考指標4	参加人数、視聴回数(高齢社会フォーラム) ※当日の会場における参加人数、オンライン配信の視聴者数、終了後に公開している動画の視聴回数(動画掲載から当該年度末までの回数)を合算して集計							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値 (参考年度)	-	年度ごとの実績値	848					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1については令和6年度、測定指標2については令和8年度に調査を実施予定であるが、参考指標2及び3の令和5年度実績を踏まえ、「相当程度進展あり」とした。
	旧施策の評価結果	高齢社会対策に関する調査の実施やエイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章、高齢社会フォーラムの開催を通じて、高齢者の社会的な活動等への参加を促進してきたところ、「社会的な活動を行っている高齢者の割合」はH24からH28にかけてほぼ横ばい(※1)となっている。また、「高齢者の学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率」についても、H28からR3にかけてほぼ横ばい(※2)となっており、引き続き高齢者の社会参加を促進するための取組を進めていく必要がある。 ※1 厚生労働省「国民健康・栄養調査」より ・社会的な活動等を行っている高齢者の割合 男性: 63.6%(H24) → 62.4%(H28) 女性: 55.2%(H24) → 55.0%(H28) ※2 総務省「社会生活基本調査」より ・学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率 65～69歳: 30.9%(H23) → 33.6%(H28) → 35.3%(R3) 70歳以上: 24.1%(H23) → 25.4%(H28) → 26.3%(R3)
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	測定指標1・2について、現時点では実績値を把握できないため、分析は困難である。 参考指標1の①・②については、令和6年度以降に実施する「高齢社会対策総合調査」において、毎年度把握することを予定している。 参考指標2については、調査結果の掲載から約2か月でページビュー数が5,000回以上となっており、現状のペースを考慮すると、参考値(過去5か年度の単年度平均)を大きく上回ると思われる。 参考指標3については、ページビュー数が過去5か年度の単年度平均を越えており、エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章を通じて、高齢者の社会的な活動等への参加に係る啓発の一層の推進を図っている。 参考指標4については、令和5年度より、当日の会場における参加人数、オンライン配信の視聴者数、終了後に公開している動画の視聴回数を合算して集計することとしており、それ以前の年度との比較はできない。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 本年夏頃を目途に、今後5年程度を見据えた政府の中長期的な指針である「高齢社会対策大綱」を策定した上で、政府全体として高齢者の社会的な活動を更に推進していくとともに、内閣府においては、高齢社会対策総合調査やエイジレス・ライフ実践事例等の表章、高齢社会フォーラムの開催等を通じて、引き続き目標の達成に取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな高齢社会対策大綱の策定に向けた基本的な方向性等について、有識者検討会において議論 ・令和5年度高齢社会対策総合調査の設計や分析について、当該調査に係る有識者会議において議論 ・令和5年度高齢社会フォーラムにおいて、有識者による基調講演やパネルディスカッションを実施 ・令和5年度エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章について、有識者で構成される選考委員会において事例を選考
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当)付企画官(高齢社会対策担当) 須藤 圭亮	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	------------------------------------	----------	--------